

## (2) 遺族年金

手続が必要

「遺族年金」は、厚生年金保険の被保険者（組合員）又は被保険者（組合員）であつた方が亡くなったときに遺族に支給される年金です。

「遺族厚生年金」の額は、一般的に亡くなった方の老齢厚生年金の3/4に相当する額とされています。

【支給要件】次の要件のいずれかに該当する場合に支給されます。

- ◆ 被保険者が死亡したとき\*
  - ◆ 被保険者であった者が、一般組合員の被保険者期間に初診日がある傷病が原因で、当該初診日から起算して5年を経過する日前に死亡したとき<sup>\*1</sup>
  - ◆ 障害厚生（共済）年金（1級又は2級）の受給権者が死亡したとき
  - ◆ 老齢厚生（退職共済）年金の受給権者又は公的年金加入期間が25年以上ある者が死亡したとき
- \* 保険料納付要件あり。（請求時、共済組合に確認）

【遺族とは】

被保険者（又は被保険者であった者）の死亡の当時、その方によって生計を維持されていた<sup>\*1</sup>次表の「遺族」に該当する方

| 順位 <sup>*2</sup> | 遺族  | 要件等  |
|------------------|-----|--|
| 1位               | 配偶者 | <ul style="list-style-type: none"><li>◆夫は55歳以上であること（支給開始は60歳以上。ただし遺族基礎年金の受給権がある場合は60歳前から支給）<ul style="list-style-type: none"><li>・妻には年齢制限はありません。</li></ul></li></ul>   |
|                  | 子   | <ul style="list-style-type: none"><li>◆18歳に達する日の属する年度末までの間にある未婚の子</li><li>◆障害等級が1級又は2級の障害の状態にあり20歳未満である未婚の子<ul style="list-style-type: none"><li>・子に対する遺族年金は、配偶者が遺族年金を受給している間は支給が停止されます。</li></ul></li></ul> |
| 2位               | 父母  | <ul style="list-style-type: none"><li>◆55歳以上であること（支給開始は60歳以上）</li></ul>  |
| 3位               | 孫   | <ul style="list-style-type: none"><li>◆18歳に達する日の属する年度末までの間にある未婚の孫</li><li>◆障害等級が1級又は2級の障害の状態にあり20歳未満である未婚の孫</li></ul>  |
| 4位               | 祖父母 | <ul style="list-style-type: none"><li>◆55歳以上であること（支給開始は60歳以上）</li></ul>  |

\*1 被保険者と生計が同一で年収850万円未満（又は所得655.5万円未満）であること  
死亡した当時、収入又は所得が限度額以上でも、おおむね5年以内に限度額未満となると認められる事由（退職または廃業など）がある方は該当します。

\*2 遺族厚生年金を受けられる順位で、最も順位の高い方が年金を受給できます。

## 【遺族に支給される年金】

子のある配偶者又は子には、「遺族基礎年金」(国民年金)も併せて支給されます。

|                      | 共済組合から支給             | 日本年金機構<br>から支給       | 遺族基礎年金額<br>(令和7年度)                      |
|----------------------|----------------------|----------------------|---|
| 子のある配偶者              | 遺族厚生年金               | 遺族基礎年金               | 831,700円／年+子の加算 <sup>※1</sup>           |
| 子                    | 遺族厚生年金 <sup>※2</sup> | 遺族基礎年金 <sup>※2</sup> | 831,700円／年+2人目以降の子<br>の加算 <sup>※1</sup> |
| その他の遺族 <sup>※3</sup> | 遺族厚生年金               |                      |   |

※1 子の加算

### 【年金額（令和7年度）】

- ◆ 1人目・2人目の子 各 239,300円／年
- ◆ 3人目以降の子 各 79,800円／年

※2 子に対する遺族年金は、配偶者が遺族年金を受給している間は支給が停止されます。

※3 夫が死亡したときに40歳以上で子のない妻が受ける遺族厚生年金には、65歳になるまでの間、中高齢寡婦加算として623,800円（令和7年度）が加算されます。

## 【65歳以上の方の遺族厚生年金】

65歳以上の方は、まず御自身の老齢厚生年金<sup>\*</sup>を受給し、遺族厚生年金は老齢厚生年金より額が高い場合に、その差額を受給します。老齢厚生年金の方が高い場合は、遺族厚生年金は全額支給停止となります。

※ 在職等により、老齢厚生年金が停止されている場合は、その停止前の額。（加給年金額は除く）

## 65歳以降

### 【遺族厚生年金と老齢厚生年金の受給イメージ】

